

各私立学校設置者 様

各私立小・中・高・中等教育学校長 様

各私立幼稚園長 様

各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について

標記について、別添のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

つきましては、内容をご確認いただき、医療のひっ迫を回避し、医療機関や保健所等が重症化リスクのある方への対応を確実に行うことができるよう、各学校園において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

《主な留意点等》

1. 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

- ・ 感染が確認され、又は濃厚接触者として特定された教職員や児童生徒等が、療養期間又は待機期間を経て、学校に出勤、登校するに当たっては、学校に陰性証明を提出する必要はない。
- ・ 教職員や児童生徒等が感染し、自宅等で療養を開始する際も、医療機関や保健所が発行する検査結果を証明する書類は必要ない。

2. 濃厚接触者の待機期間の見直しについて

- ・ 濃厚接触者の待機期間の見直し（7日間から5日間への短縮）が行われたが、待機期間後も一定の発症リスクが残存することから、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、ハイリスク者との接触やハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策の徹底をお願いする。

学校衛生管理マニュアルにおいては、濃厚接触者に特定されない場合であっても「感染者と会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした者」について、出席停止の措置を取ることとしているが、「食事の際に飛沫が飛ばないように、机を向かい合わせにしない、大声での会話を控える、といった従来からの対策が講じられていれば、給食時にマスクをせずに会話したことだけで、一律に出席停止の措置を取ることにはならない」。

【添付資料】

○【文部科学省通知】

- ・「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」
(令和4年8月1日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡)

○【厚生労働省通知】

- ・別添 1 「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」
(令和4年7月30日付け一部修正。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)
- ・別添 2 「オミクロン株の BA.5 系統への置き換わりを見据えた感染拡大に対応するための医療機関・保健所の負担軽減等について」
(令和4年7月30日付け最終修正。厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡)

○新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について（通知）

府立学校 校長・准校長 宛

(令和4年8月3日付け教保第 1864 号（教育振興室保健体育課長、教職員室福利課長）)

○新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について（通知）

市町村教育委員会学校保健主管課長 宛

(令和4年8月3日付け教保第 1864 号（教育振興室保健体育課長、教職員室福利課長）)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

村岡、橋本 (06-6941-0351 内線 4853)

幼稚園振興グループ

犬伏、菅 (06-6941-0351 内線 4816)

専各振興グループ

山本、岸良 (06-6941-0351 内線 4862)